



測定随時受付中

ちくりん舎は、行政から独立して放射能汚染を監視・測定、情報発信する市民団体・個人の共同ラボです。

市民放射能監視センター

●共同ラボ & 事務所

〒190-0181

東京都西多摩郡日の出町

大久野 7444

●電話 & FAX

042-519-9378

●電子メール

lab.chikurin@gmail.com

目次

- 不当判決—南相馬・避難20ミリシーベルト基準撤回裁判 …… 1
- 原発事故から10年のあゆみ—真実を求めて …… 4
- ダイオキシンから放射能汚染までゴミ処理場から全国拡散へ …… 6
- 盛復興予算と放射能のバラ撒きへの市民のむしろ(リネン)旗 …… 8
- 総会報告 …… 10
- 会員募集 …… 10

不当判決

乳幼児・妊婦を含め原発労働者並の被ばくを正当化 ～南相馬・避難20ミリシーベルト基準撤回裁判～

7月12日、東京地裁で南相馬・避難20ミリシーベルト基準撤回裁判の判決が下された。判決は原告らが求めていた、年間20mSv相当での「特定避難勧奨地点の解除の取り消し」の訴えを「却下」した。原告らが何よりも切実に訴えたのは、今も続く高濃度の放射能汚染、子育て世代は故郷を捨て移住し、保育所は無くなり、産婦人科病院もなくなり社会インフラは荒廃し、地元に残ったのは高齢者ばかりといういびつな集落。その実態であった。その実情を一度でも見ることなく、裁判所は原告らの訴えを退けたのだ。裁判長は法廷で、わずか12秒、「主文」を読み上げるだけで、逃げるように退出したという。

<「特定避難勧奨地点の指定」は単なる「情報提供」という姑息な言い訳>

「却下」の理由は「特定非難勧奨地点の指定」は、年間20mSvを超える地点があり、避難の検討を促す、「情報提供」(単なるお知らせ)にすぎないものであった。よって、その「解除」も年間20mSvを下回るという「情報提供」にすぎないのだから、訴えは「却下」というのである。「特定避難干渉地点の指定」が単なる「お知らせ」に過ぎない?これはこの裁判開始直後に

国側が主張したものだ。この主張を聞いた時、「国はなんと的外れな説明をしているのか」と感じた。こんな論理が裁判の判決にそのまま採用されるなどというのは、素人にはまるで分からない。

この訴えは年間20mSvでの「避難地点の解除」を違法として、国を被告として、裁判でその「取り消し」を求めたものである。しかし裁判でこれを訴えるためには、そもそも行政が行った「解除」という行為が、法律上の行政処分にあたるということが前提となっている。行政上の「処分」とは簡単に言えば、国または公共団体が行う行為によって、「直接国民の義務権利を形成し、またはその範囲を確定した」とものと定められている。今回の判決は、そもそも特定避難勧奨地点の指定も解除も、単なる情報提供、お知らせにすぎないのだから、行政上の「処分」にあたるものではなく、訴えの申し立て自体が不相当であり、退けるというのだ。

<形式論で逃げる国と裁判所>

「特定避難勧奨地点」とは避難指示区域とは異なり、年間20mSvを超えるおそれのある地点を世帯単位に指定したものである。政府は2011年に避難指定区域を設定したが、その周辺に

局所的に線量の高い地域が発見され、これに対応することが迫られた。この対応として出てきたのが「特定避難勧奨地点」という制度である。実際に避難するかどうかは、その世帯住民の意志で決めることができる。現実には、特定避難勧奨地点に設定されたほとんどの世帯が避難し、東電からは賠償金が支払われ、国保一時負担金免除、国民年金保険料の免除、介護保険利用者負担の免除、障害者総合支援法に基づく一時負担金の免除、NHK受信料免除、固定資産税の免除が受けられた。避難者に対しては仮設住宅の供与も行われた。これが単なる「情報提供」にすぎない、「直接国民の義務権利の範囲を確定したものではない」ということの方が、無理がある。事実、「解除」により、先に挙げた数々の免除措置は停止されている。裁判所は「解除」した後も仮設住宅の供与は続けており、「解除」により帰還を強制するようなことはしていない、という。しかしこれは明らかな詭弁だ。確かに「解除」と同時に仮設住宅供与を打ち切ったわけではない。しかし実際には「解除」後しばらくしてから順次、仮設住宅の供与は停止されたのが現実だ。裁判所はこうした具体的事実を考慮せずに、被告の主張を引き写したかのような結論ありきの判決を行った。

<原発事故後の住民の避難政策が問われた裁判>

本裁判は南相馬だけの問題ではなかった。その後、次々に解除されていった避難指定区域は、み



「不当判決」の垂れ幕を掲げる弁護団
(東京地裁前にて) 2021.7.12

なこの年間 20mSv を下回ることを理由に解除された。つまり本裁判は、客観的には、原発事故後の汚染状況の下で、乳幼児、妊婦、高齢者まで区別なく年間 20mSv までの被ばくを強要してよいとする、政府の大きな政策転換を追認し制度化するものだ。年間 20mSv とは、被ばく労働者の年間被ばくの上限である。実際、原発労働者でも年間 20mSv まで被ばくする人はそれほどいない。白血病などを発症した労働者で年間 5mSv 程度の被ばくで労災認定を認められている例もある。

本裁判原告が要求している国家賠償額は一人 10 万円である。わずか 10 万円では裁判費用などで無くなってしまわずかな額だ。それでもあえて裁判に立ち上がったのは、このような基準を後世に残したくない、再び原発事故が起こったとき、二度と自分たちのような思いをさせることが無いようにしたい、という強い意志である。原告団長の菅野秀一氏は支援者集会などで何度も、「この裁判は、お金の問題ではない。再び原発事故が起きた時に、我々の子や孫が年間 20 m Sv までの被ばくを強要されることが無いようにするための闘いだ」と発言している。全くその通りだと思う。原告らは弁護団と相談し、控訴を決定した。

<ICRP 勧告や国内法規制との矛盾に対して「居直り」の判決>

原告側は本件における避難解除が、ICRP 勧告や国内法に基づき、(1) 住民の追加被ばくを年間 1mSv 以下にする国の義務に反すること、(2) 放射性物質の表面密度限界の考慮義務に違反すること、(3) ICRP が勧告する放射線防護の原則に違反すること、を争点として、国の違法性を主張した。

判決では、(1) については「(ICRP 勧告が) 我が国を含む世界各国の放射線被ばくの安全基準作成の際に尊重されていると認められるものの、ICRP 勧告が直ちには被告に対して法的義務を課すると解すべき法的根拠はない」として退けた。確かに現行法令で明確に住民の追加被ばくの上限を年間 1 mSv 以下にせよと明示的に規定する法律は

ない。しかし原子炉等規制法では、事業者に対してその敷地境界で年間 1mSv 以下にすることを義務付けている。これはとりもなおさず敷地境界外に住む住民に対して、年間 1mSv 以上の追加被ばくを与えることが無いようにするためのものである。法律の抜け穴をかいぐり、法律の趣旨を行政と事業者都合の良ように恣意的に解釈する許されない判決だ。

(3) の放射線防護原則に違反するという点についても同様である。ICRP では事故後の現存被ばく状況の場合、参考レベル（目標とすべき追加被ばくレベル：筆者注）は年間 1～20mSv のバンド（幅）で下方から選ぶことが示されており、更に 1mSv に向けて段階的にこの参考レベルを下げていくことを勧告している。判決は「（国が）追加被ばく線量が年間 1mSv を超えるおそれのある地点における居住を許容してはならない旨の法的義務を負っていると解することはできない」として、事故後 10 年経った現在でも参考レベルを実質 20 m Sv にしていることを是認し居直ったのである。

(2) についても考え方は同じだ。原子炉等規制法や放射線障害防止法では、放射線管理区域の表面線量密度限度は平米あたり 4 万 Bq 以下と定められている。また、空間線量については年間 5 m Sv を超えるおそれのある場所は放射線管理区域と定めなければならない。放射線管理区域内では 18 歳以下の労働者の入場は禁止されている。区域内での飲食等は禁止されている。

ふくいいちモニタリングプロジェクトは地域の放射線測定と土壌汚染密度測定を精力的に行っている。その最新結果（2020 年）でも多くの世帯で空間線量がいまだに年 1mSv を超え、年 5mSv を超える世帯もあった。さらに深刻なのが土壌汚染だ。10 年後の現在でも原告らの居住地域は、ほとんどの場所で基準の平米あたり 4 万 Bq を超え、平均では 31 万 Bq 程度である。最高では 200 万 Bq の地点も存在する。

判決はこれらの実態について「（原子炉等）規制法や放射線障害防止法が ICRP 勧告における計画的

被ばく状況（平時のこと：筆者注）における公衆被ばくに対する線量限度についての内容を踏まえて定められたものであることからすると、緊急時被ばく状況および現存被ばく状況において、（中略）管理区域に相当する土壌汚染が発生していることを慎重に考慮する義務を負っていると解すべき法的根拠はない」として退けた。

事故後 10 年経っても未だ「緊急時被ばく状況」と「現存被ばく状況」という特殊な状況を隠れ蓑に、「慎重に考慮する義務を負っていると解すべき法的根拠はない」から違法でない、というのは、行政と立法の不作为を追認し住民への不当な被ばくを是認する、全くの「居直り」判決であることを強く批判しなければならない。

裁判所の不当判決に怒りを新たにし、ちくりん舎の測定分析能力を活かしながら、この裁判を支援していきたい。



事前集会で裁判の意義を訴える菅野秀一原告団長

ブックレットの紹介

南相馬・避難 20 ミリシーベルト撤回裁判原告たちの生の声が集められた、証言集が出版されました。本裁判を継続的に取材してきた和田秀子さんのインタビューにより、原告の皆さんひとりひとりの思いが分かりやすく伝わってきます。ちくりん舎とふくいモニタリングの最新の調査結果も紹介されています。

南相馬・避難勧奨地点地域の会「住民証言集」
土・水・空気の汚染と内部被ばくを住民自らが検証
ままれば出版局 編
定価 1,800 円（本体 1,637 円 + 税 10%）

購入の申し込みは「ままれば出版局」へ直接ご連絡を。
contact@momsrevo.com <http://momsrevo.com/>



原発事故から 10 年のあゆみー真実を求めてー

南相馬・避難 20 ミリシーベルト撤回裁判原告 平田安子

<被災者ゆえに思うこと>

何でも無い日常と言う平和なあの日、突然の地震から始まり津波の襲来、まさか、あの原子力発電所が爆発事故を起こすなんて想像もしていませんでした。ましてや放射能など知るよしもありません。もう少し知識があったらと思う自分が悔しく、腹立たしい思いでした。事故後、流れるニュースに不信感ばかり、本当の事は何一つ見えない、事実が知りたい日々でした。南相馬市役所から言われるままに避難もしました。振り返れば私は導かれた様に、ふくいち周辺環境放射線モニタリングプロジェクトの皆さんに出会いました。その中に原告団事務局長の小澤さんもいました。その出会いから私の 10 年の歩みが始まりました。ふくいちプロジェクトのメンバーになり参加をしました。

毎月一週間の活動は、メンバーの皆さんは東京から、私は避難先のつくばから食料品等買い、主人と愛犬と共に南相馬市の自宅に戻りました。放

射線モニタリング活動は避難して誰もいない行政区内や田畑、山道、川沿い等、地べたを這うように計測しました。汗、鼻水、涙、夏は暑さと冬は寒さと闘いながらの活動でした。それでも私は毎回皆さんと過ごす一週間が楽しみな日々でした。しかし、少しずつ放射能の怖さがわかり始めて、このままでは地球が大変な事になってしまう、自分達はどうなるんだろうと不安な気持ちで辛かったです。

間もなく国の除染作業が始まり、重機が家の周りの土を剥ぎ新しい土を入れたり木を切り倒したり、それは、それは不思議な光景でした。それでも自分が被ばくしているなんて考えてもいませんでした。原発事故から三年位したころ、小澤さんを通してちくりん舎から尿検査の依頼があることを知らされて参加しました。同じ時期に南相馬市ではホールボディカウンター検査も行われていたので受けました。しかし結果が知らされても数値の意味すら解りませんでした。その間、放射線モ

ニタリングは続きました。モニタリングも回を重ねるうちに身体のだるさ、鼻血、目のかすみ等自分の体調の変化に気がつき、やっと被ばくしている事を自覚しました。そんな折に島根県松江市から南相馬市にお嫁さんに来ていた方から「避難先の松江市へ保養に来ませんか」と誘いがありました。体調も優れず、裁判も始まっており今後の事を考えてありがたく行くことにしました。

<内部被ばくについて>

そこで二年前の尿検査を思いだし、島根県松江市へ行く前にちくりん舎に検査をお願いしました。保養先には空路にて主人と愛犬も一緒です。松江市滞在中は地元の食材に水、空気に至っては愛犬と共に毎日。原発ニュースも伝えたであろうNHK松江放送局の通りや県立美術館、宍道湖のほとりを散歩するのが日課でした。お腹いっぱい松江の空気で癒され、体調も落ち着き楽しく過ごしました。松江市から帰る直前に尿検査の検体をちくりん舎に送り南相馬市に帰りました。尿検査の結果については、ちくりん舎からの連絡により、移住や保養の効果が見える形で発表出来る程良い結果が出た事を知らされ安堵しました。保養の大事さを知り、それ以来私は国や東電に対して「元に戻してほしい、戻せないなら移住や保養の権利を認めて欲しい」と訴え続けてきました。調べるデータの大切さを身をもって知り、改めて調べることに興味を持ちました。放射線モニタリングの活動も続けながら海外メディアの対応や地元の現状を訴える集会に参加したり、裁判のため法廷にて原告の訴えを述べたり忙しい日々でした。原告団として8月6日には広島の前原爆ドーム前での抗議活動や放影研への訪問を、二年続けて行いました。青森県六ヶ所村、原発銀座、大間原発の地元の現状視察にも二回行きました。原告団として裁判を抱えながら少しでも福島の先行き、裁判の成り行きに役立つ事はないかと頑張りました。

<余りにも非情な裁判>

この20ミリ撤回訴訟とは弁護士さんから、「根拠となる法律が無いので大元の法律を作るための裁判で大変な裁判になる」と言われました。どんなに頑張っても法の壁は厚く、一審の裁きは非情な結果に終わりました。しかし、真実のデータが残りました。尿検査による内部被曝の現状、ハウスダストの検査データから被災者が避難先に持ち込んだカーペットや布団などによる汚染物質の移動、ふくいちのモニタリングでは空気中の汚染、土壌汚染など真実を探して活動し続けたおかげで貴重なデータが残りました。

時を同じくして黒い雨の裁判が全面勝訴というニュースがありましたが、「やっと、今ですか!」の思いです。戦後、何年経過していますか? 黒い雨の原告の皆様が、長い年月を諦めずに訴え続けてこられ、やっと認められたことに安堵しました。戦後の混乱の中、生き証人として命をかけて訴え続けたことの大事さを実感しました。

私達はこれからもデータを取り、集めて国や東電としっかり向き合っていくことが私達の役割だと思います。データは真実を語ります。私達は国や法律の壁の前には微力ですが、無の中に無限があります。原発が無くても安心、安全なエネルギーの開発を日本から世界に発信できることを願っています。

<語り尽くせませんが……>

あの東日本大震災、原発事故から10年、語り尽くせないほど色々ありましたが、諦めずにここまで来れましたのは、これもひとえに全国や世界の支援者の皆さまのおかげです。本当にありがとうございました。引き続き安心、安全な命と暮らしを守るために皆さんと共に国や東電に訴え続けて行きたいと思います。皆様、よろしく願い致します。

ダイオキシンから放射能汚染まで、ゴミ処理場から全国拡散へ

寺崎前地区の環境を守る会 菊地弘道

我が家は一関市大東清掃センターから南南東 1 km に位置します。この地域は主に北西の風が多く、ゴミ処理場から風下にあたり、煙をもろにかぶって生活しているところです。

25 年ほど前にゴミ焼却場から高濃度のダイオキシン類が検出されることなどが全国で問題になり、当焼却場の煙突からも、ダイオキシン排出濃度 390 ng-TEQ/Nm³（当時排出基準 80 ng-TEQ/Nm³ 以下）が測定されました。住民の要請で稼働停止されましたが、同じ場所に再び現在の焼却場が住民の反対を押し切り、強硬に建設されました。密かに一部住民が地域振興をあてにして賛成したのですが、それから十数年後、福島原発事故に伴う汚染廃棄物運搬のために道路が拡幅されたにすぎません。さらに、その 10 年後の今、新たなゴミ処分場が広域化し大型の焼却場が計画されています。予定立地域の住民は相も変わらず地域振興を唱え、私たちがゴミ処理場の危険性を訴えてきたことが無駄であったかのようです。

東日本大震災に伴う福島原発事故は十年後の現在も、放射能汚染は解決が見えません。表 1「我が家の直近の放射能測定」の通り、畑で Cs134+137 が 85Bq/kg、そのあぜ道で 302Bq/kg の汚染状況です。室内では、表 2 の「ハウスダスト調査（ちくりん舎ニュース第 26 号抜粋）」の通り、Cs134+137 が 164Bq/kg、一関市内他二軒も同程度で隣接宮城県よりも高濃度になっています。福島第一原発から 200 km の地点でさえいまだこのような汚染状況です。

当、一関には農林系及び草木を含む放射能汚

染廃棄物 19,000 t が保管され、内 8,000Bq/kg 超えを含む牧草 1,200 t は環境省の実証事業で全国初の例として、住民に説明しないまま焼却処理されました。これまでも 14,500 t のホダギ木（シイタケ栽培）破碎処理は市内のグリーン総業（広葉樹バーク、チップの堆肥土壌改良剤の製造）に最終処分方法不問のまま委託処理しました。また、放射能が付着しているバグフィルターは域外のエコマックス株式会社（神奈川県高座郡寒川町田端、その後社名がジャパンウエスト湘南事業所に変更）に委託処理しています。最近では、最終処分場に埋設された焼却灰など 8000Bq/kg 超える汚染廃棄物 312 t を管外（一関、平泉以外）の産廃業者が管外で処理し、処理費用 4 億円は国の全額補助とされ、産廃業者名、処理自治体名をも公表しないという方針が公表されました。

最後に、これから放射能汚染物質は一関の処分計画を参考に、他市町村も右に倣えと、「産廃業者、域外処理」で進められ、全国に拡散し、雲散霧消してしまうことになるのではないのでしょうか。宮城県一斉焼却反対などの運動が、住民無視の政策を遅らせ、その歯止めになるように期待し、応援します。

表 1 我が家の最近の測定値

説明	Cs134+Cs137 合計値 (Bq/kg)			
	草地 (あぜ道)	畑 (菜の花)	購買 堆肥	煙突すず
採取日				
2021.6.15	302	85	13	
2020.10.03		57	20	
2020.1.13	267	115		
2017.3.16				1840
2016.10.10 かねがさき簡易測定				薪焼却灰 1356

購買堆肥は藤沢有機肥料センター（株若葉）から購入したものです。
煙突のすずは放射能測定済の購買薪（40Bq/kg 以下）及び原発事故以前の薪を焼却したものです。

表 2 ハウスダスト調査（ちくりん舎ニュース第26号抜粋）

場 所	CS134+137 合計値 (Bq/kg)	備考
福島県浪江町	44900	サンプル内最高値
福島県会津若松市	162~819	一関よりも低い箇所もある
宮城県柴田郡	241	宮城県内最高値
岩手県一関市千厩町	164	一関市の室内平均と思われ
岩手県一関市室根町	163	
岩手県一関市関が丘	162	
宮城県栗原市	73.6	一関市から南に隣接



一関市舞川最終処分場の高濃度汚染焼却灰保管状況（コンクリートと黒シートの部分）

復興予算と放射能のバラ撒きへの市民のむしろ（リネン）旗

たまあじさいの会 古澤省吾

我々、たまあじさいの会は、8月初めに福島県田村市大越地区に出掛けました。今年4月から本格操業を開始した、バイオマス発電所から今後懸念される放射能の拡散を監視するためです。

この地区は阿武隈の山中にあります。福島1F爆発による汚染は幸いなことに比較的軽微で済みました。しかし国や県が掲げる代替・再生エネルギー推進のお題目で、発電目的で福島の木材資源を燃やすのです。あろうことかバイオマス発電所に田村市は12億円もの補助金を支出してのことです。それで市民は『大越町の環境を守る会』を立ち上げて裁判闘争を含む反対活動を繰り返し続けています。

簡単に言うと、税金（復興予算）で自分たちだけの利益のために、福島県の山林をばげ山にして、今は森の中でおとなしくしている放射能を、今度は田村市の大気中にCO₂とともに、まき散らし汚染して、高い電力代金で買い上げてもらって利益を出す。まさに一将功成りて万骨枯れる。それでは国は大赤字となるから、その差額は再生可能エネルギー発電促進賦課金として消費者にそのツケを回すだけなのです。一般の電力消費者には実質17%の値上げに他なりません。国の補助金を湯水のごとく使って、山に眠る放射能を再度まき散らし（放射能循環型社会）、挙句の果てには阿武隈の森は丸裸となり、洪水・水不足、熱帯化・異常気象、新たな疫病さえもが頻発する引き金となるでしょう（内部被ばくで免疫を低下させてからアタック）。

これでは再生可能エネルギーではなく、日本国絶滅促進、再生不可能補助金。復興予算ではなく、亡国予算とも言えます。日本という国がダメになって、『国破れて、山河あり』ならばまだしも、いつの日か本当の再生を期待できるでしょう。しかし『国破れて、山河も滅亡』ならば、もはや奥の細道だけでなく原発再稼働で、豊蘆原瑞穂の国もお終い。救いようはありません。『美しい国ニッポン』とか言いながら、国や県や市や大企業はどうしてこんな愚行を繰り返すのか。この田村バイオマスからは放射能は漏れ出さない約束だといいますが、だったら、もし本当にこの施設周辺の放射線量が高まる事実が、観測されたとしたら、当局はどうするのか！？ もう言い訳は通用させないぞ！！



我々はリネン布17枚を大越地区に設置しました。これが風にたなびき、空気中の浮遊している放射性物質（体内低線量被ばくの元凶）をキャッチします。その時の風の流れ、風向・風量を連続計測できる機器も二か所に設置し、そのデータはwifiによって刻々と当会のパソコンに既に届けられています。これらで放射能の空気中の流れ、一定期間中のフローを把握できます。さらにホット・スポット・ファインダーという地図上に空間線量を記録できる装置でもって、空間線量、つまり放射能汚染の変化、つまりストックの増減を捉えます。

また同地区にある幾多のモニタリングポスト（原子力規制委員会）の公表されている過去と直近のデータを比較・解析することで、空間線量の変化を調べれば、それは公的な裏付け資料ともなり得るでしょう。恐れ多くも、当局、お

上のなさることは、この国を滅ぼす方向にあるとしか思えません。ならば市民が手弁当で、なげなしの体力と知恵でおかした現象が生じていないか、これからも本当に安心できるのかを調べるしかありません。

幸いなことに『大越町の環境を守る会』の皆様とも温い信頼関係が築けています。また高木基金からは、当会に手弁当の足しとなる差し入れをしてもらい、物心両面での支援を受けます（これは復興予算とは180度反対の浄財ですよ）。何よりも我々のモチベーションは、盛夏の強い日差しを浴びて隆々と緑に輝く阿武隈の山、川、森、田園、里山。人々の人情と環境を守ろうとされる情熱です。これらを放射能でさらに汚して、壊してしまっただけでは我々にも罰が当たるとの思いです。帰りの車の中は、地域の皆さんからの差し入れの夏野菜の満艦飾でした。



第8回通常総会がおこなわれました

5月22日に書面およびオンライン会議を併用して第8回通常総会開催されました。

任を頂き、2020年度の事業報告と決算報告が承認されました。

会員総数の過半数を超える賛成投票、または委

2020年度決算報告

貸借対照表(2021年03月31日現在)

科 目	金 額
I 資産の部	
【流動資産】	2,798,424
現預金	2,668,424
未収金	0
預け金	130,000
【固定資産】	357,230
工具器具備品	1
建物付属設備	357,229
資産合計	3,052,460
II 負債の部	
【流動負債】	90,000
借入金	
未払金	
未払法人税等	70,000
前受金	20,000
【固定負債】	
負債合計	90,000
III 正味財産の部	
前期繰越正味財産額	2,962,460
当期正味財産増減額	103,194
正味財産合計	3,065,654

活動計算書(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科 目	ちくりん舎 会運営	放射能 測定事業
【経常収益】		
受取会費	434,000	
受取寄附金		612,630
事業収益		1,406,540
その他収益(シホ・総会等)	115,420	
経常収益計	549,420	2,019,170
【経常費用】		
事業費	361,366	1,649,057
その他経費	361,366	1,649,057
管理費	80,845	304,132
その他経費	80,845	304,132
経常費用計	442,211	1,953,189
当期経常増減額	107,209	65,981
【経常外収益】		4
【経常外費用】		
当期経常外増減額		4
税引前当期正味財産増減額	107,209	65,985
法人税、住民税及び事業税		70,000
税引後当期正味財産増減額	107,209	-4,015
前期繰越正味財産額	8,471,254	-5,508,794
次期繰越正味財産額	8,578,463	-5,512,809

ちくりん舎 会員募集中

ちくりん舎では会員・賛助会員を募集しています。
メールまたは電話、FAXでお問合わせ下さい。

●正会員

団体会員 / 年会費 1 口 10,000 円 (何口でも)

個人会員 / 年会費 3,000 円

ちくりん舎の運営に関わり、ちくりん舎を支えていただく団体、個人です。

●賛助会員

年会費 1 口 1,000 円 (何口でも)

ちくりん舎の趣旨に賛同して支えていただく方々です。ちくりん舎のニュースレター、イベント案内等の情報が受け取れます。

★カンパも随時受け付けています。

＜市民放射能監視センター口座＞

●ゆうちょ銀行

振込口座：00150-5-418213

加入者名：市民放射能監視センター

シミンハウシャノウカンシセンター

●他行からの振込の場合

店名 ○一九 (ゼロイチキューウ店)

預金種目：当座

口座番号：0418213

Web サイトにてお待ちしております。
<http://chikurin.org/>

